

令和2年

三好市教育委員会10月定例会

日時 令和2年10月27日(火) 午後2時
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和2年三好市教育委員会10月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和2年三好市教育委員会9月定例会会議録の承認について

4 議案

第50号 三好市図書館協議会規則の一部を改正する規則について

第51号 三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部
を改正する告示について

第52号 三好市の学校給食施設の統合及び廃止について

第53号 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に
係る協定について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和2年9月26日 ～ 令和2年10月26日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
学校訪問	9/28	東祖谷小中学校	※
〃	9/29	櫟生小・西祖谷中	
〃	9/30	吾橋小・下名小	
給食運営委員会	〃	三好市給食センター	
学校訪問	10/1	山城中・山城小	
〃	10/5	三縄小・馬路小	
〃	10/6	箸蔵小・池田小	
〃	10/8	白地小・池田中	
庁議	〃	本庁	
学校訪問	10/12	井川中・西井川小	
〃	10/13	辻小・王地小	
〃	10/15	芝生小・三野中	
臨時議会	〃	本庁	
三好市ジオパーク構想推進協議会役員会	10/16	中央公民館	
第2回管区別教育長会	10/21	美馬市役所	※
第2回教育支援委員会	10/23	総合体育館	

【行事予定】

県・市町村教育委員会教育委員等研修会	11/4(水)	13:00	総合教育センター
三好教霊祠祭	11/16(月)	14:00	出雲神社
定例教育委員会	11/24(火)	14:00	教育委員会室

議案第50号

三好市図書館協議会規則の一部を改正する規則について

三好市図書館協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月27日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市図書館協議会規則の一部を改正する規則

三好市図書館協議会規則（平成29年三好市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、この規則施行後最初に招集すべき協議会又はあらたに任命が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、三好市教育委員会教育長が行う。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第51号

三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月27日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成26年三好市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第7条 委員会及びワーキング部会の会議は、必要に応じて委員長又は部長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 委員会及びワーキング部会の会議は、出席した委員又は部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、委員長又は部長が会議を招集する時</u> <u>間の余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の</u> <u>概要を記載した書面を委員又は部会員に送付し、賛否を問い、委員</u> <u>会又はワーキング部会の会議に代えることができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、</u> <u>「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

議案第52号

三好市の学校給食施設の統合及び廃止について

三好市の学校給食施設の統合及び廃止について、次のとおり定める。

令和2年10月27日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

- 1 三好市の学校給食施設の統合及び廃止について（案） 別紙のとおり

別紙

三好市の学校給食施設の統合及び廃止について（案）

○ 統合及び廃止

三野学校給食センターを廃止し、三好市学校給食センターに統合する。

加え、現在、三好市学校給食センターで調理配送している山城中学校、山城小学校及び山城幼稚園の学校給食を、下名学校給食共同調理場において調理配送する。

統合の時期は、令和4年4月1日とする。

議案第53号

児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る協定について

児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る協定を、次のとおり締結する。

令和2年10月27日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

- 1 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る協定（案）
別紙のとおり

児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る協定

徳島県三好警察署（以下「甲」という。）と三好市教育委員会（以下「乙」という。）は、青少年をめぐる問題が複雑多様化している現状に鑑み、三好市内における児童生徒の健全育成対策を効果的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の健全育成に資するため、児童生徒の非行その他の問題行動及び犯罪被害の未然防止並びに安全確保（以下「問題行動等」という。）について、警察及び学校がそれぞれ自らの役割を果たしつつ、緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」（以下「相互連絡制度」という。）とする。

（連携機関）

第3条 この協定に基づき相互に連携を図る機関（以下「連携機関」という。）は、甲並びに乙及び三好市内に所在する小・中学校（以下「学校」という。）とする。

（連携の内容）

第4条 連携機関は、児童生徒の問題行動等に係る事案に関し、必要な情報について相互に連絡（以下「相互連絡」という。）するとともに、当該事案について、必要に応じ協議を行い、これらに係る具体的な対策を講ずるものとする。

（対象事案）

第5条 相互連絡の対象となる事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 甲から、乙及び学校に連絡する対象事案

ア 逮捕事案

イ 触法少年に係る事案のうち、児童相談所長へ送致又は一時保護の必要があるとして児童相談所へ通告した事案

ウ ぐ犯少年に係る事案のうち、観護措置の必要があるとして家庭裁判所へ送致又は一時保護の必要があるとして児童相談所へ通告した事案

エ 重大な交通事件・事故（被害を含む。）事案及び悪質な交通法令違反事案

オ 三好警察署長（以下「署長」という。）が、学校長等（三好市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）又は学校の長をいう。以下同じ。）との連携に特に配慮する必要があると認めるいじめ事案

カ 任意処理事案（アからウまでに掲げる事案以外の事案をいう。）、不良行為少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条6号に規定する不良行為少年をいう。）に係る事案及び児童生徒の犯罪被害に係る事案であって、署長が学校長等との連携が特に必要と認める事案

キ 学校内外における児童生徒の安全確保、犯罪被害の未然防止等のため署長が学校長等との連携が特に必要と認める事案

(2) 乙及び学校から、甲に連絡する対象事案

ア 児童生徒の非行その他の問題行動、これらによる被害の未然防止等のため、学校長等が署長との連携が特に必要と認める事案

イ 学校長等が署長との連携に特に配慮する必要があると認めるいじめ事案

ウ 学校内外における児童生徒の安全確保、犯罪被害の未然防止等のため、学校長等が署長との連携が特に必要と認める事案

(相互連絡を行う事項)

第6条 相互連絡を行う事項は、対象事案に係る児童生徒の氏名、住所及び年齢、対象事案の概要その他対象事案に係る児童生徒の健全育成に資するため、必要と認める事項とする。

(相互連絡の方法等)

第7条 相互連絡は、署長及び学校長等を連絡責任者とし、連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が電話又は面接による口頭連絡により、速やかに行うものとする。

(秘密保持の徹底)

第8条 相互連絡された児童生徒の個人に係る情報について、連携機関は秘密保持に努め、相互連絡制度の趣旨を逸脱した取扱いは厳にこれを禁ずるものとする。

(連携における対応)

第9条 対象事案に関係した児童生徒への対応に当たっては、相互連絡制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみに偏り児童生徒に不利益にならないよう適な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じて、必要な単位で協議を行うことができる。

(経費の負担)

第11条 この協定の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれ負担するものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、相互連絡制度を実施するために必要な細部事項は、三好警察署生活安全課長及び三好市教育委員会〇〇課長が協議して定める。

(締結の引継ぎ)

第13条 この協定の締結後に、甲又は乙における組織改編、所掌業務の移管等により所管課の変更等があった場合においても、この締結内容を引き継ぐものとする。

附 則

1 この協定は、令和2年〇月〇日から実施する。

2 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る協定（平成20年5月16日締結）は、廃止する。

この締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。